

# 厚生委員会勉強会記録

開催日時 平成28年10月25日(火) 10:03~12:06

開催場所 第1委員会室

出席委員 6名

西川 均 委員長

小林 照代 副委員長

山中 益敏 委員

中川 崇 委員

小泉 米造 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 3名

米田 忠則 委員

出口 武男 委員

秋本登志嗣 委員

出席理事者 土井 健康福祉部長 ほか、関係職員

## 議 事

(1) 関係団体等からの意見聴取

(2) その他

## <会議の経過>

○西川委員長 ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日の欠席は、米田委員、出口委員、秋本委員です。

本日、当委員会に対し、2名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただきます。この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含め、20名を限度に入室していただきますので、ご承知いただきたいと思います。

それではまず、本日から出席いただく理事者について自己紹介をお願いします。

なお、中西ならの観光力向上課長の代理で栗田課長補佐が出席されておりますので、ご了承賜りたいと思います。

また、川上教育振興課長にも出席を求めておりますが、本日は欠席をされております。

それでは、辻知事公室次長から自己紹介、よろしくお願いいたします。

○辻知事公室次長防災統括室長事務取扱 知事公室次長防災統括室長事務取扱の辻でござ

います。よろしくお願いいたします。

○舟木広報広聴課長 広報広聴課長の舟木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○栗田ならの観光力向上課課長補佐 ならの観光力向上課課長補佐の栗田でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○元田雇用政策課長 雇用政策課長の元田でございます。よろしくお願いいたします。

○塩見教職員課長 教職員課長の塩見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○深田学校教育課長 深田でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○福井人権・地域教育課長 人権・地域教育課長の福井でございます。よろしくお願いいたします。

○永安奈良県立ろう学校長 県立ろう学校の永安でございます。よろしくお願いいたします。

○西川委員長 次に、お手元に配付しております第2回手話言語条例勉強会資料について説明願います。

○土井健康福祉部長 失礼します。お手元の第2回手話言語条例勉強会資料は3点ございます。資料1は、本日意見をお述べいただきます関係者団体の皆様の概要を整理をしたものでございます。

次に、資料2でございます。これは、きょう6人の皆様に意見をお述べいただきますが、一番最初に意見を述べていただく奈良県聴覚障害者協会副理事長の長谷川様の資料でございます。

次に、資料3でございます。6番目に意見を述べていただきます奈良県中途失聴・難聴者協会の出口会長様の資料ということで用意をさせていただきました。以上でございます。

○西川委員長 それでは、案件に入ります。

前回、理事者からは手話に関する施策の概要と、手話言語条例の他府県の制定状況について、それぞれ説明をいただくとともに、いろいろと見解などをお伺いしました。その中で、実効性のある政策条例を策定するためには、関係団体等からの意見聴取が欠かせないとの意見をいただきました。

そこで、本日は、一般社団法人奈良県聴覚障害者協会、聴覚障害のある人本人として、村上武志氏、なら中和障害者就業・生活支援センター、特定非営利活動法人いっぽの会、奈良盲ろう者友の会やまとの輪、奈良県中途失聴・難聴者協会の方々にお越しをいただい

ておりますので、順番に意見聴取を行いたいと思います。

それでは初めに、一般社団法人奈良県聴覚障害者協会の長谷川芳弘様、前の席にご移動いただきます。

本日は、お忙しいところ、お越しいただきまして、誠にありがとうございます。

長谷川さんは、一般社団法人奈良県聴覚障害者協会の副理事長であり、県聴覚障害者支援センターの所長でございます。同協会は、1948年3月に奈良県ろうあ者福祉協会として設立をされ、県聴覚障害者支援センターの指定管理者、手話言語法制定に向けた活動、機関紙「ろうあ大和」の発行、デフフェスティバルの開催等の活動をされておられます。

現在、奈良県議会では、手話言語条例の制定を検討しているところでございます。今回お越しをいただきましたのは、当事者や関係者の意見をお聞きし、実効性のある政策条例を制定するためであります。

そこで、県議会が手話言語条例を制定するに当たって、要望や意見をお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○長谷川氏** 紹介いただきました一般社団法人奈良県聴覚障害者協会副理事長の長谷川芳弘と申します。よろしく願いいたします。重ねまして、一般財団全日本ろうあ連盟の副理事長も兼ねております。幸いに、副理事長として、全国の動きをいろいろ把握することができております。情報を提供させていただきたいと思っております。

1つは、手話言語法、手話言語条例、この2つそれぞれの動きについてご説明します。

その前に、意見を発言する機会をいただきましてありがとうございます。

手話言語法が必要な理由は4つございます。障害者権利条約の批准に必要な国内の法整備が1つ。2つ目は、障害者総合支援法では制度として不十分な面がある。3つ目は、ろう教育における手話の大切さ。4つ目は、改定障害者基本法に基づく法整備ということで、この4つがありますので、どうしても手話言語法をつくらなければならない。日本では、改定障害者基本法の中に、手話は言語に含むと明記されております。残念ながら具体的に煮詰めるところまではいっておりません。ほかの社会を見ておりますと、やっとな手話言語法とかいろいろ認められて、それぞれの国で認められているところが出てきております。

障害者権利条約は、今までは医学モデルと考えられていました。長い間、社会の背景にそういう声がありまして、社会モデルに変わっていきました。社会モデルとは、あらゆる社会的、文化的、言語的、制度的に障壁となるものを排除するという考え方です。言語といえば、音声言語、非音声言語の2つに分かれております。一般の聞こえる人の場合は、

音声言語があるので、日本語が話せる。しかし、ろうあ者は非音声であるので、手話を入れるのが当たり前ですが、まだまだ手話が認められていない状態です。

日本の中では言語を認めているのは3つあります。日本語、アイヌ語、琉球語、この3つは認められております。アイヌ語、琉球語は少数民族ですね。国内の少数民族で言語があるということで認められております。同じように聴覚障害者は少数ですよ。今のところ、手話は言語であるとは認められておりません。

基本的な考え方の転換ですね。今までは医学モデルでした。これに載っておりますが、転換されて、社会モデルというふうにインクルージョンですね。地域で自立するための支援、自己選択、自己決定。権利の主体的な行使者は大切です。つまり、聞こえないから無理、できない、だめ、役に立たないではなくて、聞こえなくても聞こえる人と同じように人間である、権利はある、権利を守らなければならないと考えれば、必ず聴覚障害者の自立性が向上していくと言えます。そのためには、手話を言語として認める。手話が言語として認められれば、自由に情報交換ができます。考える判断力も伸びていくと思います。

障害者権利条約第2条の定義の中で、「言語とは」というのが載っています。音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうときちゃんと明記されております。

同じように、第21条も、手話の使用を認め、及び促進すること。ろう教育も同じです。大切なのは教育です。手話の習得及びろう社会の言語的な同一性の促進を容易にすることは非常に大切です。130年間、口話教育が行われてきました。手話は認められていない。けれども、2010年カナダ・バンクーバーで、世界のろう教育の会議の場において、やっと手話教育が認められました。つまり、権利条約の影響があったと理解しております。

同じように、文化の中で、言語、同一性ですね。権利条約の中に手話は言語であると明記されております。

日本の中でも手話言語法を求める意見書の採択状況が、ことし3月3日でやっと全国100%になりました。これは非常にすごいです。意見書が100%国会に、これは今までで初めてですね。内閣府も非常にびっくりしたと言っております。ギネス登録に申請してもおかしくないと思っております。

全国状況です。奈良県も市町村を含めて47の条例の意見書を採択しております。奈良県として初めてです。

手話言語条例の全国状況、今まで55の自治体で制定されています。県レベルは9つ。残り46は市町レベルです。条例の制定後と制定前を比べると大分変わっております。鳥

取県は国内で初めて手話言語条例が制定されました。その後、3年たちましたが、鳥取県に行ってみますと、本当に生活のあり方、生き方、いろいろ本当に変わっておりました。県民が県民に対して手話に対する理解ですとかろう者に対する理解が非常に普及されておりました。そのおかげで、観光ホテル、お店とか住民が大きく変わっておりました。非常に効果が大きかったと思います。条例制定されているところがたくさんありますので、後で参考に読んでいただければいいかと思います。

ことしの6月8日に全国市区長会が創立されました。今のところは全国で266の参加者がありました。大体3分の1が参加しています。残り3分の2はこれから検討するというふうに、どんどんふえていくと想像されます。県の中でも奈良市、大和郡山市、天理市が参加しております。残り9市はまだですね。これから検討、普及していきたいと思っております。

ことしの7月21日、手話を広める知事の会が設立され、総会も開かれました。全部で36都道府県です。奈良県も知事が参加されています。

来年、大阪府が4月1日に手話言語条例をスタートする計画があると聞いています。来年の2月は府議会に議案を出す予定で話を聞いております。滋賀県も前向きに検討中と聞いております。そのような全国的な広がりがかかり出てきております。

手話言語条例がどのような役割を果たせるのか。手話を言語として認め、手話への理解促進と普及を図り、ろう者と聞こえる人全ての人共生することができる地域社会を目指すという非常に大きな目的があります。その中で、手話言語にかかわる取り組みとしまして、手話を獲得する、手話で育つ、その環境を保障する。つまり生活言語の保障。今までは手話は言語として認められていないために、本当に聞く権利、知る権利がなかったので、条例または法律が制定されるならば、聞く権利、知る権利が守られると思っております。

つまり、情報提供は、手話通訳、手話の紹介。手話を学ぶ機会の提供、手話講座、手話学習会など。聞こえない乳幼児に手話のあるコミュニケーションを体験する機会を提供する。手話で成長する機会を与える。

聞こえない子どもが手話を獲得する、そして手話で学ぶ、手話を通して感じ、考える環境を保障する。豊かな手話環境の中で、さまざまな活動と対人関係を通して生活言語としての手話力を発達させる。つまり、聞こえない人の場合は手話を見る。聞こえる人の場合は日本語で聞く。手話で伝える。聞こえる人は日本語で話して伝える。手話で考える。聞こえる人は日本語で考える。

手話で手話を学ぶ場合は、語彙力、より高度な表現、より高度な組み立て、文章力ですね。読み取り、手話を読み取る。つまり、聞く。聞こえる方の聞くと同じですね。手話であらわすというのは話すことと同じですね。

手話で教科を学ぶ。今、私が小さいときは、口話で教科書を学ぶ時代でした。しかし、理解できませんでした。例えば皆さんは耳で聞こえています、私は聞こえません。「たばこ」と「卵」は口話であらわされても、口の形が同じなのです。「コピー」と「ごみ」も口を見ているだけでは形が同じで判断できません。しかし、手話ではたばこと卵、明らかに表現が違うので、はっきりわかります。言葉の獲得ができます。

手話で知識を広げ、そして議論し、対人関係を豊かにする。今までは、聞こえる人が相手ですと、音声言語ですよ。私たち非音声言語の違いのために、議論ができなかったのです。意見の交換ができませんでした。コミュニケーションができなかったのです。手話を言語として認めるならば、通訳者が読み取って、聞こえる人と聞こえない人が議論し、人間としてお互いに成長できると思います。自分の判断力が伸びるということです。手話で書記日本語を学ぶことができます。

都道府県の手話言語条例のモデルを抜粋しました。県の責務、つまり手話を条例として認めたら市町村をつなぐ。協力をしてもらおう。そして、手話を学ぶ機会を確保する。

手話を用いた情報の発信など。手話通訳者の派遣。ろう者の相談を行う拠点の支援。手話通訳者の確保、または養成など。特に学校における手話の普及。ろう学校も含みます。

奈良は観光が有名ですね。観光事業、交通機関とか会社、ホテル、お店、民間の会社、いろいろ含めて手話を普及していただく。ろう者による普及啓発。

県民の役割として、手話への理解を深めるよう努める。手話普及のための県の施策に協力するよう努める。ろう者の役割として、手話通訳者の育成、その他の市の施策に協力する。

事業者の役割。ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努める、というようになっております。

条例制定されている自治体が55ありますが、それぞれの県の状況、市の状況、特性に合った条例がつけられております。

具体的に言いますと、京都市手話言語条例が制定されました。京都市は有名な観光地ですので、お寺とかいろいろ、手話言語条例が決まればお坊さんが手話を勉強するとか、ホテルのおかみさんが手話の勉強をして、お土産屋さんでも手話ができるとか、世界から観

光客がたくさん来られますので、言葉の違いがあっても言語を超えて、手話も言語であるというので通じる。そのようになっております。

三重県の伊勢市で条例ができました。サミットの前に条例が制定されたようです。伊勢市には有名な伊勢神宮がありますね。世界的に有名で、観光客が大勢来られます。それを考えて、その地域の特性に合った条例をつくったと聞いております。

奈良もやはり世界的に有名な観光地でたくさん来られます。また、日本国内の聞こえない人の修学旅行、または観光、たくさん来られますので、いつでもどこでも誰でも自由に話ができる、情報交換ができる、そのような観光のまち、そういうまちづくりが必要だと思います。

そういう意味で、条例のつくり方については、県議会だけで進められるのではなくて、県議会と行政と当事者団体、この三者で集まって検討委員会、慌てずに、時間がかかるかもしれないが、内容的に満足できるような条例づくりを目指して、意見の交換をしながら積み重ねていくのが大切だと思います。

ほかの条例の様子を見ますと、同じようにやっておりました。ほとんど、議会と行政、そして障害、障害といえば手話は聴覚障害者協会になりますが、その団体が集まって検討委員会を設けて議論を積み重ねていったという情報を聞いております。実は大阪府は来年の2月議会で議案を出します。その前に1年間検討委員会を6回されました。私も委員として選ばれて参加して意見を言わせていただきました。そういう集まりがありました。1年間かかりましたが、やっと条例のたたき台がほぼまとまったという状態です。そのようなイメージでお願いしたいなと思っております。議会だけではなく、行政、当事者団体、この三者で集まって検討委員会を設けて考えて進めていきたいなと思っております。

これで終わらせていただきます。皆さん、聞いていただきましてありがとうございます。

○西川委員長 ありがとうございます。

ただいまの要望、意見について、何かご質問等はございませんか。

○梶川委員 奈良県では手話をできる人は何人ぐらいいるのですか。

○長谷川氏 奈良県の知事が認定した登録通訳者は133名おります。市町村で手話を学んでいる方も合わせれば大体300人ぐらいは手話を学んでいる状態です。1カ所で多くても20人、少ないところでも10人ぐらいはいますので、県内で二、三百人ですね。

○梶川委員 ありがとうございます。

○西川委員長 その他ございませんか。なければこれで終わります。貴重なご意見、ありがとうございました。

○長谷川氏 ありがとうございます。

○西川委員長 次に、村上武志様、前の席にご移動をお願いします。

本日はお忙しいところ、お越しをいただきまして、誠にありがとうございます。

村上様は、一般社団法人奈良県聴覚障害者協会の理事長をされております。本日は、聴覚障害のある人の代表として、社会人の立場から意見を述べていただくためにお越しをいただきました。

現在、奈良県議会では、手話言語条例の制定を検討しているところでございます。今回お越しいただいたのは、当事者や関係者の意見をお聞きし、実効性のある政策条例を制定するためであります。

そこで、県議会が手話言語条例を制定するに当たって、要望や意見をお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○村上氏 まずは、この場で発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。

私は、人生60年です。まだ働いております。定年まであと5年は働きたいと思っております。私の生き立ちを少しお話ししたいと思っております。

聞こえなくなったのは、3歳のころです。高熱が出まして、薬を注射して、その副作用で聞こえなくなりました。学校は、大阪に住んでおりましたので、大阪にあるろう学校に通っておりました。幼稚部、小学部、中学部、高等部までずっと通っておりまして、もう四、五十年前ですけれども、ろう学校の教育方法は口話教育でした。全国どこでもそのような状態でした。まず幼稚部に入って、発声、発音の訓練、口話の読み取りの訓練。時間をかけて、小学部に入っても発音、発声の訓練ばかりで、勉強する時間は少なかったのです。例えば、小学校1年生のときは、小学校1年生の教科書がありますけれども、途中で口話の訓練が入っておりますので、そのために勉強がおくれていきます。小学校3年生のときにまだ2年生の教科書で勉強しています。小学部を卒業するときには、結局二、三年勉強がおくれていた状態です。先輩方を見ていますと、やっぱり学力の向上がなかなか難しいということです。

ろう学校の中等部、高等部になりますと、手話を使うこともできないのです。先生はほとんど健常者の先生です。当然口話で教育です。先生がしゃべりながら黒板に書くのですが、私たちが生徒は聞こえません。一生懸命先生の口を見ていても、理解がなかなか

できないのです。ずっとそういう状態でした。手話を取り入れて、手話で勉強を教えていただければ、聞こえる人並みのレベルになれたかなと思っています。

聞こえない先生もいました。その先生は手話で教えてくれます。そのときは生徒たちがみんな一生懸命勉強したのです。その先生の授業だけ学力が上がる。やはり、手話が教育としていいのが証明されます。

昔のろう教育のあり方はそうでしたが、ろうあ協会と全日本ろうあ連盟の運動を通して、ろう学校の校長、または先生たちの懇談がありまして、やはり手話で教育したほうがいいという要望もありましたので、途中から手話を取り入れるろう学校が全国で出てきました。特に奈良県立ろう学校は、手話教育をいち早く取り入れておりました。この間、奈良県立ろう学校に行ってみ学させていただきました。本当に先生が手話で、先生が手話を使って勉強を教えているのです。子どもたちも一生懸命先生の手話を読み取って、日本語の獲得もできますし、理解もできているようでした。その様子を見て、手話で教えるのはいいなと思いました。教科書はそのままです。本当に手話の大切さがわかりました。

卒業して社会人になりまして、皆さんは聴覚障害者のことも知らない、手話を使うことも知らないし、私がみずから会社の上司に、社員の皆さんに少しでも手話を学んでほしい、私がろうあ者として働きがいのある職場にしたいと思っていますと上司に言い、許可をもらって、1週間に1回手話教室を開くことを認めてもらいました。私の職場の上司、総務課、労働組合、取締役などの皆さんに出席していただいて、ろうあ者に対する講義を行い、覚えていただいて、会社が楽しくなったわけです。

社会に入って、ろう者に対する社会の理解がまだまだだな、もっと広めなければいけないと思って、一般社団法人奈良県聴覚障害者協会に入りました。奈良県の県、市町村は、手話通訳者の設置や手話通訳の派遣制度をつくっていく運動を今までずっと取り組んできております。でも、この制度は、法的な位置づけではありません。やはり法的な位置づけとして法をつくらなければいけないなと思っています。そうやって運動も始まっております。

先ほど長谷川さんから説明もありましたとおり、2006年の12月に国連の総会で障害者の権利条約が批准され、そこで、言語とは音声と手話を含むと明記されました。それにあわせて、政府も障害者基本法を見直し、奈良県では障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例ができました。その前には、あいサポート運動、平成24年だったと思います。鳥取県が初めてつくりまして、奈良でも始まったと思いますが、全ての

障害者に対する理解、障害者に何か困っていることはないか、配慮することは何かというのをみんなで学ぶという取り組み、とてもいいことだと思いました。それにあわせて、障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例もできました。本当に奈良としては非常に誇りを持っております。

奈良県の障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例の基本理念の中で、言語は手話を含む、意思疎通の方法のため選択の機会を確保されるとともに、情報の獲得、利用のための手段、選択の機会の拡大と載っております。手話をもっと奈良県民に広めてという意味もありまして、手話言語条例を提案しております。

聞こえる人は音声で、耳で聞くことができます。つまり、音声を使ってコミュニケーションをとられています。しかし、音声言語のほかに、手、指、体、顔の表情などを使ってコミュニケーションをとる視覚言語、イコール手話ですね。つまり、手話も言語であるということです。言語とは音声と手話があるということです。

先ほど長谷川さんが、奈良県の手話言語条例をつくる、制定を求めるという説明をされましたが、手話の歴史、ろうあ者の実態を県民の皆様にはわかっていただきたい。そして、手話への興味を高める、関心を高める。手話を学ぶ機会をつくっていただきたい。ろうあ者の意思疎通のための支援の強化。支援の拠点として、今、奈良県聴覚障害者支援センターがあります。それをもっと発展していただきたいと思います。また、手話に関する情報発信、情報のバリアフリーですね。奈良県議会の中で、議会での手話通訳をもっと広げていただきたいと思います。

奈良県としましても、全国に障害者に対する理解を積極的にさらに発展させていただきたいと思います。お願いいたします。

○西川委員長 ありがとうございます。

ただいまの要望、意見について、何かご質問等はございませんか。

○中川委員 1点だけ質問があります。会社で手話の勉強会などもできたという話を聞いたのですけれども、ちなみにどのような業種だったのでしょうか。

○村上氏 パソコンで情報処理です。制作などしております。

○中川委員 ありがとうございます。

○小林副委員長 大阪のろう学校に在学されたようですが、口話教育では理解がなかなかできないということで、勉強がおくれていったと。それで、学校で手話教育が取り入れられたのは、村上さんが高等部のときでしょうか。

それから、手話を獲得されるのに随分努力されたと思うのですけれども、学校以外にどこか学ぶところに行かれたのでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

○村上氏 私が手話を習得したのは、中学部、高等部の先輩が使っていたのを見て、先輩方に教えてもらいました。先生が教えてくれることは全くありません。先輩の手話を見て、自分で見て覚える、または手話の本をまねるとか、学校以外で自分で時間をとって手話を勉強したということです。

高等部も聞こえる先生でしたので、手話は全く使用しておりませんでした。口話教育でした。ろうの先生が時々来られて、その先生だけが手話で教えてくれたので、とてもうれしかったのを覚えております。

○小林副委員長 もう一点、奈良では早くから県立ろう学校で手話教育が取り入れられたとおっしゃっていましたが、それは村上さんが在学をされているとき以降になるのですか。

○村上氏 いいえ、私はずっと大阪のろう学校でしたので、そこで育ちました。奈良では教育は受けておりません。

○梶川委員 今、私ら健常者から見たら、手話をされていたのを見て、それで意思疎通が100%できているのだろうかと思うわけですが、それはきっちりできているのでしょうか。

それと、新しい言葉、シグナルができているのか、もうほぼ安定しているのか、その辺はどうでしょうか。新しい言葉、シグナルが絶えず生み出されているのでしょうか。

○村上氏 手話の単語の数は、一般の音声言語の数が10万語あるとしましたら、1万語、本に載っております。しかし、地方では、その地域、地名とかお寺の名前など、いろいろなものの手話をつくっております。それを合わせると3万語は超えております。

でも、新しい言葉が次々に出てきますよね。それも当然全国手話研修センターがありまして、そこには手話研究所があります。そこで随時、新しい言葉を手話に変換するという事業、そして普及が行われております。音声言語に迫いついていると思っております。

○梶川委員 ありがとうございます。

○西川委員長 ほかにございませんか。よろしいか。

なければこれで終わります。貴重なご意見、ありがとうございました。

○村上氏 ありがとうございます。

○西川委員長 次に、なら中和障害者就業・生活支援センターブリッジの柏木要様、前の

席にご移動をお願いします。

本日はお忙しいところ、お越しをいただきまして、誠にありがとうございます。

柏木様は、なら中和障害者就業・生活支援センターブリッジの所長でございます。同センターは、社会福祉法人奈良県手をつなぐ育成会が運営しております、障害者の暮らしや仕事について総合的な支援を行っておられます。支援の内容としては、就職に関する相談、職場では話しにくい仕事上の悩み、お金の管理、健康上の問題などについての具体的なアドバイスや窓口相談のほかにも、家庭や企業を訪問し、困っていることへのサポートなどがございます。

現在、奈良県議会では、手話言語条例の制定を検討しているところでありまして、今回お越しをいただいたのは、当事者や関係者の意見をお聞きし、実効性のある政策条例を制定するためであります。

そこで、県議会が手話言語条例を制定するに当たって、要望や意見をお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○柏木氏 今回お呼びいただきありがとうございます。今、ご紹介いただきました、社会福祉法人奈良県手をつなぐ育成会、なら中和障害者就業・生活支援センターブリッジの柏木と申します。よろしくお願いいたします。

就業・生活支援センターは、奈良県に5つございます。それぞれ地域割りをしていまして、例えばハローワークが、大和高田市とか桜井市とか奈良市にあるように、5つの地域に分けてそれぞれ支援をしております。支援の内容は、今お話しいただいたとおりです。

私がきょう申し上げたいことは、1点ありまして、障害のある方をいかに暮らしやすく、そして身近にしていくかというところが私の仕事をする目的でございます。私が就労支援をしていても、障害というところで、うちはエレベーターがないからちょっと難しいなとか、そういう現状はあります。

私も、最初は、どうにかして身近にしていきたいという思いを持って、例えば駅で、障害のある方はこんだけ頑張っていますよと、働いていますよという現状のチラシを2年間配ったのです。約1万5,000枚配らせていただきましたけれども、効果が実感できないということがございまして、やり方を変えていかないといけない。いろんな企業で働く中で、やはり課題が見えてくるのですけれども、真剣に向き合ってくれる現状を8年間の中で目の当たりにして、私たちが何かを伝えてもわからないことも、一人の障害のある方が一つの企業に入ることで、その理解が深まるということがすごく伝わってきました。

最近、聴覚障害の方もある大手の医療の会社に就職することができたのです。そこはきっちりしているので、一番最初に1時間ほどの教育ビデオを見ていただくと。もちろん音声しか流れませんし、字幕はありませんので、その方は何を言っているかわからなかったのです。支援者が筆談で、こういうことを言っていますよということを言いました。これは企業が悪いのではないか、配慮が足りないのではないかとではなくて、その企業の方も知らないだけと。聴覚障害の方がどういう方か、障害のある方がどういう方かを知らないだけで、企業の側が悪いわけではない。

その会社に行きますと、朝礼が毎日あるのですけれども、ホワイトボードを用意して、筆談でこういうことを言っていますよということを社員の方がやっていたのであります。私たちが大事にしていきたいところは、そういう場面をどれだけ生み出せるか、どれだけ継続させていくかというところ。

また、次の機会に行きますと、挨拶程度ですけれども、同僚の方が少し手話を覚えていると。これは人と人がふれあう機会を継続してつくっていったと。手段の一つとして、働くということは誰にとっても身近であって、ずっと入っていける。働く仲間だからと。次第に数カ月、1年たつにつれて、その障害を見るのではなくて、その人を見ていくと。きちょうめんな方であるとか、少し怒りっぽい方とか、そういうところで見ただけだと。それが本当にすばらしいなど。

身近にするということは、本当に毎日顔を合わせて、向き合うことが一番大事なと。幸い、奈良県は障害者雇用率が全国で第3位ということで、すごく進んでいます。本当にうれしいことで、企業さんからこういう方いらっしゃいませんかという声があるのですけれども、今すぐにこの人いいですよと出せる方がいないぐらい、企業の方も積極的に雇用していただいています。

本当にこういった条例ができることで、企業の方の後押しにもなりますし、また積極的に奈良県が進んでいることの証明にもなりますので、ぜひとも進めていただきたいですし、身近になる一つの手段として、雇用も盛り込んでいただいたらありがたいと思っています。以上になります。

○西川委員長 ありがとうございます。

ただいまの要望、意見等につきまして何かご質問等ございませんか。

○小林副委員長 これまでに聴覚障害の方のサポートの経験とか体験はありますか。

○柏木氏 うちのセンターが、橿原市とか高田市を担当させていただいているのですけれ

ども、今400名ほどの障害の方の登録をいただいています。障害は全ての種別問わずということで、身体、知的、精神、発達障害です。その他難病なども。聴覚障害に限定しますと、今うちのセンターでサポートさせていただいているのは、5件です。医療分野が3社で、印刷製造が2社です。

○西川委員長 ほかにありませんか。

なければこれで終わります。貴重なご意見、ありがとうございました。

次に、特定非営利活動法人いっぼの会の廣中和代様、前の席にご移動をお願いいたします。

本日は、お忙しいところ、お越しをいただきまして、誠にありがとうございます。

廣中様は、特定非営利活動法人いっぼの会が運営する障害者福祉サービス事業所いっぼの会、いっぼの家の施設長でいらっしゃいます。いっぼの会は、ろう学校の重複学級の保護者の集まり、いっぼの会が前身でありまして、聴覚障害に加え、知的障害もある重複障害児が活動できる場として、2004年4月にいっぼの家作業所として設立をされました。2011年4月には特定非営利活動法人いっぼの会の設立認可を受け、障害者福祉サービス事業所いっぼの家としてスタートされております。

現在、奈良県議会では、手話言語条例の制定を検討しているところでありまして、今回お越しをいただいたのは、当事者や関係者の意見をお聞きし、実効性のある政策条例を制定するためであります。

そこで、県議会が手話言語条例を制定するに当たって、要望や意見をお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○廣中氏 ただいまご紹介いただきました、大和郡山市にあります障害者福祉サービス事業所いっぼの家の施設長、廣中と申します。本日はよろしくお願いいたします。

今、ご紹介いただきましたように、奈良県立ろう学校のろう重複、聴覚とほかに障害をあわせ持った保護者の方が、ろう学校卒業後自分の子どもたちがどこに行けばいいのかという運動のもとに、いっぼの会を立ち上げられました。今までは、奈良県には聴覚障害者のコミュニケーションの支援をする施設がない。その場合聞こえる知的の障害を持った方の施設や、ほかの施設の中で自分たちのコミュニケーションはどうなるのかということで、奈良県立ろう学校におられたろう重複の子どもさんをお持ちの保護者の方が、専門の施設をつくりたいということで、ここにいらっしゃいます一般社団法人奈良県聴覚障害者協会、手話サークル、それに一般社団法人全国手話通訳問題研究会、奈良県立ろう学校の先生方

の協力のもと、聴覚障害の子どもが楽しく通える、自分たちが安心して送り出せる施設をということで、いっばの家作業所をつくることができました。

平成23年に県の障害者福祉サービス事業所として新しくスタートすることになりました。現在、サービスとしましては生活介護と就労継続支援B型ということで、多機能の事業所を運営しております。現在、聴覚だけが1名、聴覚と知的の方が6名、聴覚と視覚の方が2名、聴覚、視覚、肢体不自由の障害を持った方が1名、そして知的の方が1名というように、同じ聴覚障害といっても、さまざまな障害をあわせ持った方が通っておられます。

そして、コミュニケーションというのは、一言に手話といいましても、手話だけでは通じないことになります。特に今、30歳前後の方は、以前は奈良県立ろう学校も手話ではなく、キュード・スピーチというサインのもとでの取り組みが行われておまして、いまだに、手話も使えますけども、家庭の中ではキュード・スピーチを使われている方もおられますので、手話だけではなく、さまざまな身ぶりのようなサインもあります。

そして、聴覚障害の方は難聴者、中途失聴者、ろう者、ろう重複障害者、そして盲ろう者といったタイプの方がおられますので、手話といってもそれぞれにコミュニケーションが違っております。

聴覚だけの方は、手話だけで通じておりますけども、現在、施設におられます聴覚、視覚と、聴覚、視覚、肢体不自由の2名の方は、触手話というコミュニケーション方法になります。直接相手の手を触れてのコミュニケーション方法となりますので、一言に手話といってもさまざまな伝達方法になりますけれども、そういう方法でかかわっております。

そして、その施設の中では手話、コミュニケーションの保障はできますが、一旦外に出ますと、例えばお店に行ったら、手話とか、自分のコミュニケーションが通じるかといえ、なかなか通じないということで、やはりトラブルとか問題が発生します。そのことで、ろう者はこのように見られるのかという怒りを持って帰るメンバーもおります。そういった中で、自分たちの言っていることが相手にうまく伝わるような社会、そういった保障をしていただけることが必要かと思えます。特に自分たちの施設ではうまく楽しくやっても、一旦外に出るとそういった問題等が、ほかに障害をあわせ持っておりますので、なかなかうまく筆談もできないという場合もありますから、そういった場合でもうまく相手に通じるような、そういった社会を私たちは望んでおります。以上です。ありがとうございました。

○西川委員長 廣中さん、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの要望、意見について何かご質問等、各委員ございませんか。

○山中委員 きょうはどうもありがとうございます。

病院などに入りますと、なかなかその特性を知った人でないと看護もできないのかと思いますが、そういう場合は、制度の中に特に入れる必要とか、その辺はどうでしょうか。

○廣中氏 私の施設では、本人が一人で病院に行かれることはなく、やはり保護者の方が行かれるので、保護者の方が通訳することになるのです。例えば聴覚だけのろうの方であれば、通訳の方をお願いするという現状だと思うのです。実際その通訳の方を通して言うのではなく、やはり直接お医者様からきちんと自分の病状等を伝えていただくほうが安心とは思いますが、私自身が聴覚障害ではないので、そういった気持ちは、先ほど述べられた方のほうがよくご存じと思います。

○山中委員 保護者の方ができる間はいいのですけれども、保護者も高齢化していきまると、だんだんとそういう手法も難しくなると思います。個人個人によってそのコミュニケーションの仕方というのは異なるだろうとは思いますが、その辺の難しさをすごく手話以外にも感じるころはありますね。

○廣中氏 そうですね。同じ手話でも、特にうちの施設だと、ろう重複の方になりますので、癖なり、その人の手話が理解できないと、何を言っているのかなということにもなりがちです。ひとり暮らしの方も2人ほどおられますので、どうしても病院に行かなければいけないときはこちらからついていって、本人の日常の様子等もわかっておりますので、そういった説明はさせていただくことは可能ですけれども、できるだけ直接本人がその社会と向き合えるほうが望ましいと思います。

○西川委員長 ほかにございますか。

○小林副委員長 重複障害の方でね、本当に大変だと思うのですが、この事業として生活介護と就労継続支援B型をなさっているのですが、就労継続支援を利用されている方は、重複障害の中で何名ぐらいいらっしゃるのか、どんな状況なのでしょう。

○廣中氏 実のところ、この福祉サービスの事業に移行するときに、できたら一つのサービスだけでスタートしたかったですけれども、生活介護の場合は障害者支援区分が3で、就労継続支援B型は区分が必要ではないと。その場合、聴覚障害であれば障害者支援区分が非該当になってしまうのです。非該当になってしまうということで、この多機能でのスタートになりました。

就労継続支援B型は、現在、その人の生活介護のサービスであるとか、仕事を目標とする就労継続支援B型というサービスですけれども、どうしてもその区分が出ないのが現状なのです。その中で一般就労も厳しいと。何人かは一般就労されていましたが、仕事はできますが、その会社の中で、聴覚障害者が1人2人の中でほかの人との話が通じない。ひとりぼっちになるという現状で、就労継続支援B型というサービスを提供させていただくことになったのです。

○小林副委員長 もう一つあるのですが、聴覚障害で、手話もちろんですけれども、視力障害でしたら点字も使われるとか、非常に必要になると思うのですが、それぞれ対応しなければならないです。この職員の確保に苦勞されるのではないかと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○廣中氏 現在その職員は、手話通訳者が1名と、当施設に来て手話を勉強してくれた職員等がおります。あとは、ろう学校を退職された先生も来ていただいておりますので、そういうコミュニケーションの保障はできております。

盲ろうの方に対しては、点字は2人ともされていますけれども、ふだんは点字でのコミュニケーションはないです。休憩のときに点字で書物を読むとか、お知らせを点字ですること、ふだんは触手話になりますので、職員が近づいて行って、手をとったりして話の内容を伝える方法をとっております。

○小林副委員長 医療機関に行って、ほとんど重複障害の方ですと日常的に医療機関に通うことがあると思うのですけれども、そうでもありませんか。

○廣中氏 重複障害であるから病気であるということはないので、今のところは視覚、聴覚、肢体不自由の方に関しては保護者の方が、病院でちょっと通訳をしてほしいというような場合はついていく場合もありますけれども。

○小林副委員長 どうもありがとうございました。

○西川委員長 そのほかございませんか。

なければこれで終わります。廣中さん、誠にありがとうございました。

○廣中氏 ありがとうございました。

○西川委員長 次に、奈良盲ろう者友の会やまとの輪の辰頭潔さん、前の席にご移動をお願いします。

辰頭さん、本日はお忙しいところ、お越しをいただきまして、ありがとうございます。

辰頭様は、奈良盲ろう者友の会やまとの輪の会長でいらっしゃいます。奈良盲ろう者友

の会やまとの輪は、2009年2月に設立をされ、年1回の総会と毎月1回の定例会議を開催されております。学習会として、盲ろう者に関する講演会や勉強会、県外友の会研修を実施しているほか、盲人用オセロ大会、秋の楽しみ企画、クリスマス会、ボウリング大会等のレクリエーションを行うといった活動も行われております。

現在、奈良県議会では、手話言語条例の制定を検討しているところでございます。今回お越しいただいたのは、当事者や関係者のご意見をお聞きし、実効性のある政策条例を制定するためであります。

そこで、県議会が手話言語条例を制定するに当たって、要望や意見をお聞かせいただきたいと思っておりますので、辰頭さん、よろしくお願いします。

○辰頭氏 奈良盲ろう者友の会やまとの輪、会長をしております辰頭です。きょうはお招きいただきまして、ありがとうございます。

手話言語条例について、先ほど一般社団法人奈良県聴覚障害者協会よりお話がありました。それに基づいて私よりお話ししたいと思います。

盲ろう者に関する情報コミュニケーションといいますと、盲ろう者に関しては幅広くあるのです。聴覚と視覚に障害がある場合、視覚障害がベースの場合は、弱視であったり全盲であったり、幅広くあります。私の場合ですと、弱視ろうという状態になります。大きく分けると全盲ろうと全盲難聴、弱視ろうと弱視難聴の4つあるのです。

聴覚障害の場合は、手話でコミュニケーションしますよね。視覚障害者の場合は、ベースは点字でコミュニケーションをします。それをあわせると、幅広いコミュニケーションになるのです。私は、もともとろうですので、手話を獲得したのが先です。目が見えなくなって、聞こえない。それでは情報をどう把握するのか。情報が入ってこない。手話通訳介助員が横にいますね。情報を触手話で伝えてもらいます。先ほどごらんいただいたかと思えます、触手話という状態。手をさわって手話を伝えるという状態で伝えてもらっています。

ベースが視覚障害者の場合は、点字の機器をわざわざ持ち歩くのではなく、手を使って指点字という方法があります。

もとが難聴者の盲難聴の場合は、音声通訳という方法で耳元で音声で通訳してもらう方法があります。ちょっと離れたところから専用のマイクで聞き取り通訳をして、補聴器に伝える音声通訳という方法もあります。

私の生い立ちをちょっとお話ししたいと思います。

私の場合は、6カ月ぐらいの赤ちゃんのときまでは聞こえていたのです。高熱のために聞こえなくなりました。難聴のような状態だったのですけれども、目は普通にそのときは見えておりました。ろう学校に入ったのですけれども、幼稚部から中等部、高等部、専攻科、そこまで20年間通いました。卒業した後に仕事に入るわけですが、そのときのコミュニケーション方法は手話ですが、昔の会社というと、手話の理解はまだまだなかった状態だったのです。かわりに筆談をしておりました。会社の倒産などいろいろな都合がありまして、仕事がかわったのですけれども、その中の会社の一つで、手話のできる上司もいたのです。その場合はコミュニケーションは手話でできました。そういう経験もありました。

その会社も倒産したりして職種はかわったのですけれども、今から25年ほど前に目の状態が悪くなりまして、視野が狭くなっていきましたが仕事は続けていました。年をとっていくうちに視力がだんだん低下していきまして、今から14年ほど前に視覚障害と聴覚障害をあわせ持つ人がいるということで紹介していただきまして、そこから全国に盲ろう者に関する友の会とかが、あちらこちらにあることを知って、そこを訪問したりしながら、平成21年からやっと正式に友の会として活動を始めました。奈良県の中で役員をやっている当事者のメンバーはほとんど触手話でコミュニケーションをしています。触手話が中心です。今、私はろうベースとして触手話をやっておりますけれども、盲ベースの方をこれから奈良県内で掘り起こしていきたいと考えております。視覚聴覚をあわせ持つ人は恐らく360名ぐらい奈良県内におられるだろうとは聞いております。

今でも活動は頑張っておりまして、最近、視覚障害の方が電車などで事故に遭われて亡くなられることがふえております。そういう状況について考えますと、個人個人いろいろなことはあると思いますが、盲ろう者として通訳介助員がこのように横にいて一緒に行動することがあれば、とても安心できるのですね。もしコミュニケーションができない場合、もう私は生きていけません。家に引きこもるような状態になるかと思っております。通訳介助員と一緒にいて情報をいろいろ伝えてくれるからこそ、安心して生活できると思っております。以上です。

○西川委員長 ありがとうございます。

ただいまの要望、意見について何かご質問ございませんか。

なければこれで終わりたいと思います。辰頭さん、貴重なご意見、ありがとうございました。

○辰頭氏 ありがとうございます。

○西川委員長 次に、奈良県中途失聴・難聴者協会の出口明子さん、前の席にご移動をお願いします。

出口さん、本日はお忙しいところ、お越しいただきまして、ありがとうございます。

出口さんは、奈良県中途失聴・難聴者協会の会長でいらっしゃいます。同協会は、1986年6月に設立をされ、毎月例会を開催し、機関紙も月1回発行されております。そのほかパソコン等の学習会、聞こえの相談会等の活動も行っておられるところでございます。

現在、私ども奈良県議会では、手話言語条例の制定を検討しているところでございます。今回お越しをいただいたのは、当事者や関係者のご意見をお聞きし、実効性のある政策条例を制定するためであります。

そこで、県議会が手話言語条例を制定するに当たって、要望や意見をお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○出口氏 奈良県中途失聴・難聴者協会の出口と申します。よろしく申し上げます。

お話を聞いていただけるといことで、とてもうれしく思っています。手話言語条例に関しましては、奈良県でももうすぐ制定されるだろうと協会としても関心を寄せておりましたので、このような機会をいただきましたこと、本当に感謝いたします。

中途失聴者とか難聴者という言葉について、余りなじみがないと思っておりますので、まず意見の前に少しお話をさせていただきたいですけれども、よろしいでしょうか。

○西川委員長 はい、結構です。

○出口氏 中途失聴・難聴者といいますと、聴覚障害者ですけれども、手話を優先的にコミュニケーションの手段として使わない聴覚障害者になるのです。補聴器を主に使っていて、補聴器で聞こえを補ったりとか、人工内耳で聞こえを補ったりという方が含まれています。そして、普通に生活していますけれども、年齢を重ねて年老いてくると、聞こえが悪くなっていく。そういう方も難聴者として含まれております。中途失聴者といいますのは、普通に生活をしているのですけれども、原因が不明で突然聴力をなくされた。そういう方が少なからずいらっしゃいます。手話を学びたくても、年齢的な問題とかでなかなか手話を獲得しにくかったり、一生懸命自分が学ぼうとしても手話を身につけられない。例えば英会話を習うけれども、なかなか身につかないという感覚と同じように思っていたらいいと思うのですけれども、そのように手話という言葉なかなか身につけられない。年齢的な要因もあってなかなか難しい。手話を覚えてもなかなか周りで使ってくれる

人がいない。手話をコミュニケーションの方法として使えないという方もいらっしゃいます。

私は幼少のころからの難聴です。最初はちょっと聞こえにくいという感じで補聴器もつけておりませんでしたし、普通に生活をしておりました。ところが、小学校に上がるころに担任の先生からどうも聞こえが悪いようだとと言われて、難聴が発覚しました。それ以降、徐々に聴力が落ちておりました。現在は障害者手帳の2級の聴覚障害者です。しゃべる方法は、幼少のころから普通に生活しておりましたので、発声については問題はないのですが、聞き取る力がやっぱり幼少のころから弱かったので、現在は補聴器を使って、効果はあるのですが、離れたり、ざわざわしたところや、複数での会議など、そういう場に行きますと、全く何も言葉が理解できません。マイクを通した言葉や、電話、テレビ、そういう機械の音声は全く聞き取れません。音は入ってきますけれども、言葉としては全く聞き取れません。私が、そういうことを説明せずに聞こえる方と接した場合に、聞こえる方はちゃんとコミュニケーションがとれていると思われてしまいます。ところが、私が言ったことが相手に伝わったとしても、相手が言われることが私にはわからないのです。一生懸命聞き取ろうとするのですが、わからないことが多い。聞き取ろうとしても聞き取れない。だから、書いてほしいなと思うのです。それは今まで使ってきた日本語を優先的にコミュニケーションの手段としているからです。

難聴者協会に入会したのが、今から20年ほど前です。それ以前には難聴者の集まりがあるということすら知らなかったのです。それで、私は自分のコミュニケーションの方法を広げたいと思って、30年近く前に手話の講習会に参加しました。そのときに初めて手話に接して、手話のすばらしさがすごくわかったのです。けれども、私自身はその手話をいくら勉強しても手話通訳にはなれないのです。やっぱり相手が言われている言葉がわかりにくいから、手話通訳として聞こえない人のためになるという養成の場にそぐわない人間だったのです。手話のある程度は教えてもらったのですが、手話講習会は手話通訳者を養成するものだったので、自分が行ったところはちょっと合わなかったと思ったのです。それと、周りにいらっしゃる聴覚障害の方が全てろうの方ばかりだった。難聴者がいなかったこともあって、自分と同じ障害者はどこかにいないのだろうかと思っいろいろ探しながら、20年前にやっと難聴者協会に出会って、そこで活動を始めました。その活動を始めていく中で、やっぱり手話だけではどうしても不十分。聴覚障害者ですと言ったら、世間の人全員、手話があればわかるのですよねみたいな反応をされるのです。

そうではなく、初めに説明しましたように、手話を使えない、使いたくても使えない、そういう聴覚障害者もいるということをまず理解していただきたいと思います。

でも、手話をなかなか覚えられない聴覚障害の難聴者、中途失聴者であっても、手話を否定しているわけではありません。手話がすばらしい言葉であるのは、権利条約の中で認められましたし、障害者基本法でも手話は言語であると改正されました。手話はすばらしいものだということを基本に、私たちもその手話を使っていきたいと強く感じています。

奈良県内でも市町村の中で手話言語条例を策定されているところが幾つかあります。天理市でも策定を始めましたと聞いたのですけれども、手話についてはやっぱりろう者だけのものという形での進め方が強いです。難聴者は手話は使わないでしょうと言われてしまうのです。難聴者としては、手話はコミュニケーションの手段であると思うし、ろう者だけの言葉かもしれないですけれども、その言葉を難聴者も使いたい。そう思っています。

現在では奈良県の中で難聴者に向けて手話を学ぶ場は全然ありません。行政もいろいろなところで事業をしてくださっているのです。すごく福祉に対して力を入れてくださっています。けれども、難聴者に向けて、難聴者に合わせた手話の講習会、そういうものがどこでも開かれていません。私たちは手話を大事にしたいと思うけれども、それを学ぶ機会もないのです。難聴者がそれを使うという権利があるということを、言語条例をつくっていく中で、まず基本的に理解してほしいと思っています。

それで資料をつけさせていただきました。ことしの3月に京都市では手話言語条例が制定されたのですけれども、この中には中途失聴・難聴者が手話を使う、そういう権利を認めています。こういう明確な文言が入っている言語条例はなかったと思うので、参考のためにつけさせていただきました。

それと、明石市や、幾つかの自治体の条例の中では手話言語条例と情報コミュニケーション条例を一緒に合わせた条例が制定されています。私たちとしては、そういう情報コミュニケーションについての条例が制定されるのはすごく要望したいことですが、まず手話が言語であるということを認められて、その手話を難聴者も使う権利がある、学ぶ権利がある。そういうところをまず基本的に押さえていただきたいなと思っています。以上です。

○西川委員長 ありがとうございます。

ただいまの要望、意見について、ご意見、質問等ございましたらお聞かせいただきたいと思っています。

○出口氏 済みません、一つ忘れたのですけれども、盲ろう友の会の辰頭さんは触手話の通訳をここでされていました。一番最初の長谷川さんと、それから2番目の村上さんは手話通訳でコミュニケーションをされていました。私は中途失聴・難聴者として要約筆記という通訳を使っていて、傍聴席でも文字での情報を出してもらって理解しております。それを加えておきます。

○西川委員長 今の京都市の手話言語条例の第2条第1項の「中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が」という、この条文ですか。

○出口氏 はい、そうです。

第2条第2項に、「ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人は」と、中途失聴者、難聴者を漏れずに書いていただいているところが、大きな今後の力になっているので、そこを奈良県も同じように考えていただきたいなと思っております。

○西川委員長 わかりました。そのほかありますか。よろしいですか。

なければこれで終わります。出口さん、貴重なご意見、ありがとうございました。

それでは、これで関係団体等からの意見聴取を終わります。

次に、次回以降のスケジュールについては、手話言語条例策定スケジュールをお手元に配付しておりますので、ご参照願いたいと思います。

今回の開催でございますが、スケジュールに従い、条例項目の検討について12月14日の会期中委員会の後に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして本日の厚生委員会を終わります。

関係各位にはありがとうございました。